

ハラスメント撲滅へのトップの決意を！ 強いメッセージ、罰則規定の具体化を

パワハラ、セクハラの話が絶えません。本人が自覚していないことも多く、正しい事をして何が悪いといった感もあります。勇気をもって「圧」をかけられている方から逆襲を受けると、逆パワハラだと主張したり、報復したりとエスカレートしていくこともあります。たとえ発言に合理性があったとしても、パワハラは許されません。船橋市役所で処分された管理職も、結局自分の過ちを認めませんでした。ハラスメント問題はいたるところでくすぶっています。

ハラスメント対策は国を挙げての取り組みだと、トップ自ら明確なメッセージを職員全員に出すことが重要です。船橋市職員労働組合とも協力し、厚生労働省が発行したパワハラ対策の基本的な枠組みを構築するために、実施すべき7つの具現化に取り組みます。



<予防のための取り組み>

1. トップのメッセージ

組織としてハラスメント対策の方針を明確にし、施設のトップから全職員に対して、ハラスメントは取り組むべき重要課題であるということを明確に発信する。

2. ルールを決める

労使一体で取り組みを進めるために、労使協定などでルールを明確化、罰則規定などを具体化して、ハラスメント対策マニュアルに盛り込む。

3. 実態を把握する

職場での実態を把握するために、早い段階でアンケート調査を実施して、ハラスメント防止対策を効果的にすすめられるようにします。

4. 教育する

コロナ禍でも教育のための研修の実施は重要です。管理職のみならず職員全員が受講できるように定期的の実施し、新卒・中途採用者に対しても入職時の研修に取り入れるよう求めます。

5. 周知する

組織の方針やルール、相談窓口などについてポスターを掲示したり、パソコン上で職員がすぐに見られるようにしたりするなど、周知を実施する。

<解決のための取り組み>

6. 相談や解決の場を提供する

ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談対応者は守秘義務を負うこと、プライバシーを保護することを明確にする。解決の場として当局と組合からなる苦情処理委員会を設置する。

7. 再発防止のための取り組み

相談者への迅速な対処や、ハラスメントの早期解決が再発防止につながります。一時的な対応にならないために、解決後も対応策の見直しや改善を継続的に行います。

取り返しのつかなくなる前に、めざめろ！



これってあるある。でも違法行為ですよ

まだ解っていない管理職にはちゃんと指導を!

◎休憩時間



「残業前の15分休憩が取れない。休憩しないで早く帰りたい」

<休憩時間を与えなかったら、労基署から病院が行政指導を受けます>

労基法34条1項で労働時間が8時間を超えるばあいにおいては少なくとも1時間の休憩時間を途中に与えなければならないとあるので、使用者は労働者を確実に休憩させる義務があります。しかし多忙で休憩に入れないのはよくあることで、このような場合は看護師長など管理者は、休憩時間帯をずらすか、複数回に分けるなどして休憩時間を与える必要があります。与えないと労働契約違反や休憩中の労働に対する賃金未払い対象になります。休憩時間は労働義務がない(ナースコールもPHSの対応からも解放された状態)です。「早く帰宅したい」と休憩時間をとろうとしない職員がいたとしても、休憩を取るよう命令しなければなりません。労基署から休憩時間について行政指導を受けた病院は休憩時間を45分から1時間に変更するなど是正しています。そんなのできっこないと思っていたら、しこたま怒られますよ。

◎始業前の情報収集



「いつも30分早く出勤して情報収集しないと申し送りが・・・」

<それって時間外労働ですよ>

業務の準備(情報収集等)に必要な時間が所定労働時間内に確保されておらず、始業前に出勤する必要がある場合などは、労働時間として算入し、時間外勤務手当を支給することが推奨されています。「あれ」と思ったら連絡を。

◎時間外の院内研修



「本人のスキルアップ、「自己研さん」だから時間外手当はでないけれど・・・」

<下記のどれかに当たりませんか>

1. 研修教育の内容が業務そのものか、業務と密接に関連するものである
2. 参加が強制されているか、名目上「自由参加」とされていても欠席すると何らかの不利益措置がある
3. 職員自身の労働安全衛生に関する教育

院内研修を一律に「自己研さん」と位置付け時間外勤務手当を不支給とするのは、法令違反となる疑いがあります。最近では、新人看護職員の勤務終了後の自主的な勉強会参加について、労働基準監督署が時間外勤務手当支払いを勧告した事例が報道されています。「あれ」と思ったら連絡を。

組合員の方にボイスレコーダーの貸し出しの準備をしています。
必要な方は連絡を下さい。

詳しくは組合まで 電話 047-436-3093 Email f-kumiai@alpha.ocn.ne.jp

